



ちょっと待って！“副業や投資のもうけ話”急増する「情報商材」のトラブルにご注意を

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

「情報商材」とは、インターネットを使った通信販売などで“副業や投資、ギャンブル等で高収入を得るための方法を教えます”などと称して販売されている情報のことです。情報商材に関するトラブルは、社会経験の乏しい若者の間で急増しています。今回は情報商材のこういった点に注意すべきか、相談事例やトラブルの特徴とともにご紹介します。

相談事例

ケース1 「一日数分の作業で月に数百万円稼げます」

短時間の作業で月に100万円稼げるという成功体験を配信している動画があり、今なら通常価格の半額だということで、クレジットカードで支払った。稼げるようになるまでサポートしてくれると言っていたが、稼げるためにはさらに高額な契約が必要だと後から連絡がきた。

ケース2 「数万円が〇億円になる投資法」

仮想通貨の運用でアプリに入金すると自動的に運用され、半年ごとに資金が30倍になるという広告を見て50万円のコースを申し込んだ。広告通りにもうからなかったので、返金してもらおうと思ったが、サイトから何の連絡もない。

トラブルの特徴

- ▼簡単な作業で大金が手に入ることを強調したり、カリスマが広告塔として登場したりするので、つい信用してだまされてしまう。
- ▼無料や少額の情報商材を販売してから次々に高額な契約を勧誘される。高額なほど簡単に稼げて元が取れると稼げることばかり強調し、全額返金保証するなど安心して、すぐに契約させられる。
- ▼お金がないと断ろうとしてもクレジットのリボ払いで決済させられる場合がある。また、借金の方法を指南したり、消費者の支払える額まで値引きしたりする。

トラブルに遭わないために

インターネット上にはさまざまな情報があふれています。情報商材は契約前に中身を確認することができず、情報の信用性を見極める事が難しいため、購入してから広告や説明と違ったというトラブルが絶えません。「簡単そうだから…」などといって、安易に信用しないようにしましょう。

国民年金 だより 国民年金保険料の免除 ・納付猶予制度



国民年金保険料を納め忘れの状態や、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

■いざというときに！国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和元年度は1万6410円/月)を納める必要がありますが、保険料を納めるのが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、免除等が受けられます。手続き後、審査で承認された期間は年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

■申請可能な期間が定められています

令和元年度の免除・納付猶予は令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。申請可能期間は、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■申請に必要な書類等はこちら

保険料免除・納付猶予の申請の際は、印鑑と年金手帳をご用意ください。左記の場合には必要となる書類があります。

- ▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは、雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)
- ▼学生納付特例制度：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局17111内線113111133)